

第一〇回

参第二一号

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（案）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二但書中「二百円」を「五百円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

理 由

国会の開会中、各議院の役員及び特別委員長の受ける議会雑費を増額する必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。